

○大雪消防組合消防操法に関する規則

〔昭和52年11月8日〕
規則第5号

改正 平成19年2月26日規則第9号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項及び第23条第2項の規定に基づき定める大雪消防組合の消防職員及び消防団員の消防操法については、消防庁において定めた消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。